出張所化に関するご案内（Q&A）

Ｑ１．　出張所化とは、どういうことでしょうか。

出張所化とは、店舗の形態を従来の「支店」から「母店の出張所」に変更することであり、出張所化により母店と同一の店舗として運営することになります。
「田尻支店」を「石津支店」（母店）の出張所とさせていただくことにより、店舗名称は、「田尻支店」から「石津支店田尻出張所」に変更となります。また、お客様の「田尻支店」におけるお取引につきましては、「石津支店」に引き継がせていただくことになります。なお、「石津支店田尻出張所」となった後も、窓口業務や現金自動預払い機（ＡＴＭ）のサービス等、従来通り提供させていただきます。

Ｑ２．　引継ぎされる日はいつですか。

令和３年２月１９日（金）の営業時間の終了をもって変更となります。

Ｑ３．　取引店はどこになりますか。

お客様のお取引店舗名（店舗番号）は、「石津支店（１０４）」に変更となります。

【現在のお取引店舗】　田尻支店　（店舗番号　１３０）
【新しいお取引店舗】　石津支店　（店舗番号　１０４）

Ｑ４．　口座番号は変わりますか。

口座番号の変更はございません。ただし、引継店（石津支店）で既に同一の口座番号が存在する場合は変更となります。**変更となる場合は、別途ご連絡させていただきます。**

Ｑ５．　使用中の通帳、キャッシュカード（各種ローンカード含む）は今後も利用できますか。

そのままご利用いただけます。
なお、令和３年２月２２日（月）以降、ご希望のお客様は新しいお取引店（石津支店）の通帳・キャッシュカードに無料にて切り替えさせていただきます。
詳細につきましては、田尻支店または石津支店窓口へお問い合わせください。

Ｑ６．　手形や小切手はどうなりますか。

未使用の手形・小切手はそのままご使用できます。決済につきましても、振出日が出張所になる前、出張所となった後にかかわらず、これまでどおり決済させていただきます。

Ｑ７．　公共料金やクレジットカード等の口座振替はどうなりますか。何か手続きは必要ですか。

変更の手続きは原則、必要ございません。
電気・ガス・水道・電話・ＮＨＫなどの公共料金、その他（税金・保険料・クレジット等）の口座振替は、これまでどおりお引落しさせていただきます。
ただし、一部の口座振替につきましては変更手続きをお願いすることもございます。お手続きが必要な場合は、別途ご連絡させていただきます。

Ｑ８．　年金の振込口座として利用していますが、何か手続きは必要ですか。

公的年金（国民・厚生・船員・共済・労災）のお受取りにつきましては、お客様にお手続きいただく必要はございません。これまでと同様にお受取りいただけます。しかし、**年金基金・企業年金・その他私的年金（保険会社等から振り込まれる年金）等のお受取りにつきましては、お客様による手続きが必要となる場合がございます。（令和３年４月３０日（金）**まではご入金されますが、変更の手続きがされない場合、それ以降のご入金が出来なくなります）。
ただし、**口座番号が変更になるお客様の場合には、別途ご案内をさせていただきます。**

裏面もご覧下さい

Ｑ９．　給与の振込口座として利用していますが、何か手続きは必要ですか。

お勤め先へのご連絡が必要となります。お手数ですが、**令和３年２月２０日（土）以降の給与振込につきましては、振込先支店名を「石津支店（店舗番号　１０４）」に変更していただきますようご連絡をお願いいたします。**
なお、お勤め先へ文書でのご連絡が必要な場合には、同封いたしました**「振込先店舗名変更のお願い」をご利用ください。**また、田尻支店、石津支店にも用意しておりますので窓口または訪問担当者にお申し出ください。

⚠ ご注意ください

「田尻支店」へのお振込につきましては、**令和３年４月３０日（金）**まではご入金されますが、変更のお手続きがされない場合は、それ以降のご入金ができなくなります。誠に恐れ入りますが、お早めにご連絡いただきますようお願い申し上げます。

Q10.　振込口座として利用しています。何か手続きは必要ですか。（売上代金・家賃・配当金等）

お取引先等（お客様の口座にお振込をされるご依頼人様）へのご連絡が必要となります。お手数ですが、**令和３年２月２０日（土）以降にお振込の手続きをされる場合には、振込先支店名を「石津支店（店舗番号　１０４）」に変更していただきますようご連絡をお願いいたします。**なお、お取引先等へ文書でのご連絡が必要な場合には、同封いたしました**「振込先店舗名変更のお願い」をご利用ください。**また、田尻支店、石津支店にも用意しておりますので窓口または訪問担当者にお申し出ください。

⚠ ご注意ください

「田尻支店」へのお振込につきましては、**令和３年４月３０日（金）**まではご入金されますが、変更のお手続きがされない場合は、それ以降のご入金ができなくなります。誠に恐れ入りますが、お早めにご連絡いただきますようお願い申し上げます。

Q11.　現在利用している振込カード（ＩＣキャッシュカード含む）はそのまま使えますか。

そのままご利用いただけます。
ただし、「田尻支店」を振込先とした振込カードはご利用いただけません。
お手数ですが、令和３年２月２０日（土）以降のＡＴＭでのお振込の際に新しい振込カードを発行していただきますようお願いいたします。また、ＩＣキャッシュカード内の振込情報につきましても、ＡＴＭにて当該振込情報の削除および再登録していただきますようお願いいたします。

Q12.　融資取引についてはどうなりますか。

必要な手続き等はございません。ご返済につきましても、これまでどおりご指定の口座より引落しをさせていただきます。なお、出張所化以降の融資取引のご相談は石津支店にお申し付けください。

Q13.　定期預金、定期積金などの証書はどうなりますか。

そのままお持ちください。

Q14.　債券、投資信託、保険商品、外貨預金契約はどうなりますか。何か手続きは必要ですか。

債券、投資信託、外貨預金契約につきましては、お客様による手続きは必要ありません。保険商品につきましては、店舗番号の変更に伴う口座振替の変更手続きが必要となりますが、当金庫にて手続きいたしますので、お客様による手続きは必要ありません。ただし、一部の保険商品につきましては、書類の提出が必要となりますので、その場合は別途ご連絡させていただきます。

Q15.　ＡＮＳＥＲ，ＨＢ，ＦＢ，ＩＢの契約はどうなりますか。何か手続きは必要ですか。

これまでどおりご利用いただけますが、一部口座データの変更手続きが必要となる場合がございます。手続きが必要となる場合は、別途ご連絡させていただきます。

Q16.　引継店舗を「石津支店」ではなく、他の支店にしたいのですができますか。

他の支店でのお取引をご希望されるお客様は、別途お手続きが必要となります。恐れ入りますが、**「田尻支店」または「ご希望の支店」へお申し出ください**。なお、他の支店でのお取引の場合、お客様の口座番号は変更させていただくことになりますのでご了承ください。

Q17.　現金自動サービスコーナー（ＡＴＭ）でキャッシュカード・通帳を取扱いする場合に何か注意することがありますか。

お取引時にキャッシュカードと通帳を同時に使用しますと、お取引ができない場合がございます。その際には、①まずキャッシュカードのみを使用してお取引ください。
②そのあとで通帳を記帳してください。

※　①、②の順序でお取引を行っていただくことにより、次回よりキャッシュカードと通帳を同時にご使用いただけます。

※本件につきまして、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく下記までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

しずおか焼津信用金庫　田尻支店　TEL（054）625-0311
焼津市田尻 405－1
石津支店　TEL（054）624-2101
焼津市石津中町 12-17